

届け！子どもの声
～子どもの権利条例で実現できること～

子ども・若者育成支援 推進法めざすもの ～先進国の取り組みに学ぶ～

放送大学教養学部 宮本みち子

1

乳幼児期から青少年期までの継続的・ 包括的支援の二一ズ

10歳未満、10代の子どもの生活保護が増加
15歳時点の経験が、将来の排除や剥奪に大きな影響を
与える(社会保障・人口問題研)
社会との中途半端な接続＝排除が人生の最初から規定
されやすい
家族や学校で保護されない子どもの存在
子どもを丸ごと理解し、抱えている問題に対するサポート
ができる環境
乳幼児、小学生・中学生・高校生、その後と、各段階で
分断、たえず問題が隠されたまま先送りされている

2

若年ホームレス調査

中卒(高校中退を含む)が半分以上
養護施設出身者、ひとり親家庭
発達障害、知的障害が疑われるケース
定時制高校調査
家庭の貧しさ、謝金、リストラ、倒産、離婚
親のメンタルヘルス
就職活動をやる余裕がない
勉強をやる環境ではない
単純労務職しかつけない・将来の展望がない

3

社会に対して「あきらめ」の子ども・若者が多い
心の悩みをもつ若者が多い

「社会」より「自分」で精一杯
人が苦手・コミュニケーションが苦手
何をしたらよいのかわからない
相談できる人がいない子ども・若者の増加

社会からの退行という傾向

4

突破しなければならない課題

発見の課題：学校と連携すること
学校段階で把握するのが一番
学校からドロップアウトさせないための支援
生徒の生活を包括的にみる姿勢
教育＋福祉＋精神保健＋キャリアのセット
教師と学外人材の連携体制
学校から地域へとつなげる支援
地域のどこに？ 中間的な場が必要
学校、雇用という2大区分を前提には
ならない

5

能動的な社会政策が必要

ドロップアウトしてしまってからでは支援の効果が
あがらない

学校をドロップアウトしないための支援
人生のトラックに乗れない状態にある若者を
早期に発見してトラックに乗せる支援
自分自身の生活基盤を築くための支援
(＝親から自立できる支援)

6

子ども・若者育成支援推進法の目的(第1条)

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

7

子ども・若者育成支援の基本理念(第2条)

国や地方公共団体等が子ども・若者育成支援のための取組を行っていく上での基盤となる基本的考え方を7項目にわたって規定

- ・子ども・若者育成支援の目標の明確化
- ・日本国憲法及び児童の権利条約の理念を明示
- ・良好な家庭環境の重要性の明示
- ・子ども・若者育成支援に関わる主体の明確化
- ・子ども・若者の発達段階に応じた良好な社会環境の整備その他の必要な配慮を行うこと
- ・教育、福祉等の関連分野における知見を総合して行うこと
- ・社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を行うこと

8

若者の包括的自立支援という考え方 - 子ども・若者育成支援推進法の背景 -

- ・「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会」
(内閣府:2004年9月～2005年6月)

イギリスのコネクションズ・サービスをはじめとする海外の実践に基づいて、包括的自立支援体制のモデルを提示

- ➡ 若者を継続的にサポートする専門支援機関のネットワークの構築
- ➡ 地域協議会、子ども若者総合窓口、実務者会議
- ➡ パーソナルサポーターの導入 = 伴走型支援

9

子ども・若者の社会への参画 日本と海外

10

これまでの若者・青少年政策

青少年の健全育成やスポーツ・文化活動
近年は、若者自立支援、とくに不利な条件をもった若者への支援
法制審議会民法成年年齢部会の最終報告書
(2009年7月29日)
「改正時期については国会の判断に委ねつつ
成年年齢を18歳に引き下げることが適当」
子ども・若者の社会参画という視点も政策も取り組みも弱い
子ども若者ビジョン(2010年7月)
シティズンシップ教育の推進
子ども・若者の社会参加
意見表明の機会の確保
大きな第一歩だが、実現のための具体的な姿は見えない

子ども・若者の 社会的トレーニングの場の変化

仕事をマスターする場の消失
職業の準備のためには、長期で高度な教育が必要に
家庭内外で、若者の役割喪失が進む
社会的トレーニングの場がない

一方、消費社会や情報社会は、青少年の早熟化を進める。早熟と非成熟の共存

12

若者が社会から孤立し、 アウトサイダーにならないために

ノンフォーマル教育への期待



早期に社会の一員としてエンパワーする

フォーマル教育は労働市場が厳しくなっているなかで、労働市場の変化に対処できない

ノンフォーマル教育は、若者をアウトサイダーにさせないための有力なツール

13

参画とシティズンシップ政策の展開

1985年 国連世界青年年に登場

1989年 子どもの権利条約の国連採択で定式

1990年代後半

具体化に向かって進む

2001年 欧州委員会の「若者に関する白書」はこの潮流を明確に提示

14

2001年 若者レポート2001

若者の積極的シティズンシップ

active citizenship

若者の経験分野を拡大し認識の幅を広げる

若者の自律autonomyを促す

2005年欧州青少年協定

青少年の教育、訓練の促進、職業的統合等を高めることを目的とした協定

2009年11月EU理事会が採択した若者政策

「青少年分野におけるEUの協力についての新たな枠組み2010-2018」(EU青少年政策2010-2018)

1990年代以降の若者政策の特徴

伝統的セクターの境界を取り払って、セクターをまたがるプロジェクト方式を採用

個人生活と社会生活を統合するアプローチ

若者の全体論的(ホリスティック)アプローチ

レジャーや文化より、若者の生活条件と成人期

への着地のチャンスが政策の前面に

新しい課題: 包摂と影響

16

EUの若者の参画政策の流れと特徴

スウェーデンなどスカンジナビア諸国がリード

1985年 国連世界青年年に登場

1989年 子どもの権利条約の国連採択で定式

1990年代後半

具体化に向かって進む

2000年 リスボン戦略(包括的な経済・社会戦略)

2010年までの政策目標を、IT技術革新、市場の活性化、完全雇用、企業競争力の強化に必要な諸施策の実施... EUをより豊かにする

2001年 欧州委員会の「若者に関する白書」は

参加とシティズンシップ政策の潮流を明確に提示

イニシアティブがとられる8つの分野 その中の2つは

<参加>

若者との対話や若者のための仕組みの開発。若者の参加、情報、相談に関する既存のガイドラインを活用、新規開発

<ボランティア活動>

ボランティア活動を通じて習得した技能の認定。ヨーロッパにおける流動性を促す

ユーロパス ユースパス

スウェーデンの若者参画政策

社会の担い手として子ども若者を社会に参画させて育てる

民主主義を体感する豊富な仕組み

若者の声を吸い上げる多くの仕組み

若者団体での活動がキャリアアップとして認められる

人材の流動性の高さ

教育・社会活動・雇用の複線型経路

19

イギリスの子どもサービス改革

2001年 コネクションズ・サービスの開始

ニート対策、複合的困難をもつ若者に対するマルチ・エージェントという手法

2002年 ビクトリア・クリンビー(6歳)の虐待死

2003年 グリーン白書 Every Child Matters
「すべての子どものために」

2004年 児童法2004: 改革の根拠

この中で、「子どもの意見の聴取」「子どもの意思決定への参加」が明記される

20

イギリスのヒア・バイ・ライト Hear by Right

子ども・若者の参画のためのスタンダード枠組み
英国若者協会・地方自治体協会 共同制作

2001年に開発された子どもの社会参画のための手法

2007年 若者プラン10ヵ年計画は、国・地方自治体が子どもの参画に一層力を入れると明記

子ども・若者の参画の「証拠」が必要

さらに促進するための促進役

「参画のスタンダード」が必要となった

ヒア・バイ・ライトは、あらゆる機関・レベルで、参画を進める具体的な戦略・仕組み・体制・スタッフ・知識と技術、リーダーシップのとり方を定式化したもの

21